

## 国保加入者の傷病手当金の申請について（令和5年5月7日まで）

掛川市は、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、傷病手当金の給付を実施することとしました。申請については、次の点を確認していただき、「郵送」で申請していただくよう、ご理解、ご協力をお願いします。

**対象となる方は？**

掛川市の国保の加入者で、下記に該当する方（後期高齢者の方も同様です。）

- 給与等の支払いを受けている方が、
  - 新型コロナウイルスに感染（または感染が疑われる場合）して、
  - 療養のために労務に服することができない場合（自宅療養を含みます。）
- に傷病手当金の対象となります。

**感染が疑われる場合とは？**

風邪のような症状で、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合などをいいます。

症状が4日以上続いている場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談してください。[電話番号：050-5371-0561]

※ 結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合でも該当となります。

**給与等とは？**

使用者から支払われる賃金、給与等で、所得税法第28条第1項に該当する給与等になります。ただし、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与）は含みません。

**給与でない自営業の方などは対象とならないですか？**

国はコロナウイルスの感染拡大防止のため、初期の段階で休業して3密を軽減することを主目的としており、所得税法第28条に該当する給与等の支払いを受けている方を対象としています。このため、同法第27条に該当する農業や自営業等の事業所得は該当になりません。

《参考》所得税法

（事業所得）

第27条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で、政令で定めるものから生ずる所得をいう。

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。

**支給の対象となる日は？**

対象となる方の休み始めた日から3日を経過した日（4日目以降）が、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で、休んだ期間のうち就労が予定されていた日が対象となります。（入院等が長期化した場合、最長1年6月まで）

## 支給額は？

支給額 = 1日当たりの支給額 ① × 労務に服せなかった日数

1日当たりの支給額 ① = 直近3か月の収入額 / 労務対象日数 × 2 / 3

※1 休んだ期間のうち、給与等の全部又は一部を受けることができる場合、その支給額が調整されます。

※2 1日当たりの支給額の限度額は30,887円となります。(令和2年3月現在)

## 申請の方法は？

最初に国保年金課に電話でお問い合わせください。

必要な申請書類は、市のホームページからダウンロードしていただくか、郵送させていただきます。

同封の記入方法を参考に(ホームページにも載せてあります。)必要事項を記入していただき、掛川市役所国保年金課まで郵送してください。

市役所(または支所)に直接提出(持参)していただくことも可能です。

## 申請書の記載方法、添付書類などは？

傷病手当金の申請書類は下記の4種類と添付書類があります。

### ・申請書類

ご自身で記入していただくもの

傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)

傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)

事業主に記入していただくもの

傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

医療機関に記入していただくもの

傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

### ・添付書類

国民健康保険被保険者証(保険証)の写し

給与等の支払が確認できる書類(給与明細の写し、振り込み通帳の写しなど)

※1 代理人が手続きするときおよび世帯主以外の名義の口座への振り込みを希望される場合は、【委任状の欄】を必ず記入してください。

## いつごろ支給されますか？

申請をいただいてから、支給決定まで1~2か月かかります。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

申請内容の確認のため、事業主や医療機関等へ照会および調査を行う場合があります。

## いつまで申請できますか？

労務不能であった日の翌日から起算して、2年間です。

## 【お問い合わせ先】

掛川市役所 国保年金課

〒436-8650 掛川市長谷1丁目1番地の1

☎0537-21-1143